平成２２年（フ）第４７１１号
大阪市生野区中川１丁目３番９―406号
債務者　新井吉敏こと　朴　　吉敏
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７４３号
大阪府東大阪市若草町９番23―211号
債務者　梅木　陽子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８８号
大阪市城東区今福西５丁目１番16号アインス蒲生８―H
債務者　澁谷　孝博
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８２３号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目２番６号
債務者　川人　学子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３３号
大阪府箕面市小野原東５丁目15番15号
債務者　榎本久美子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８６９号
大阪府枚方市東牧野町11番４―204号
債務者　百武　泰子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８８２号
大阪府吹田市豊津町43番22号
債務者　來田　智衣
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６号
愛媛県西予市宇和町れんげ980番地９
債務者　酒井　　歩
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１８５号
長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ809号
債務者　宮﨑　靖雅
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ809号
債務者　宮﨑　　香
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
長崎県長崎市丸山町７番14―105号
債務者　中川　正繁
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長崎県長崎市銭座町11番13号
債務者　吉木　邦子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
長崎県長崎市大浦町７―22　コーポ大浦402号、住民票上の住所長崎県大村市池田２丁目550番地７
債務者　影本　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
長崎県西彼杵郡長与町本川内郷281番地３
債務者　野中　　毅
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
長崎県長崎市伊良林３丁目１番17号早田アパート101号
債務者　宮嵜　輝満
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
長崎県長崎市矢上町46番15号　クリスタルコーポ201号室、旧住所長崎県長崎市東町2505番地94
債務者　青木　文子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４７号
北海道苫小牧市宮前町４丁目19番地18グランドール錦西203号　佐藤隆興方、住民票上の住所札幌市南区川沿12条４丁目１番３号
債務者　佐藤　淳貴
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０１号
札幌市東区東苗穂４条１丁目11番８号　土谷ハイツ201
債務者　飛谷　怜史
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部